

オーストラリアの地方自治体概説

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 110 (October 30, 1995)

はじめに

第1章 地方自治体の沿革

第2章 地方自治体の現況

第3章 地方自治体の財政

第4章 地方自治体における改革の動向

結び

参考文献

目 次

はじめに -----	1
第1章 地方自治体の沿革 -----	2
1 黎明期 -----	2
2 発展段階 -----	3
第2章 地方自治体の現況 -----	5
1 概況 -----	5
2 地方自治体の役割 -----	7
3 地方自治体と地域コミュニティ -----	10
4 選挙制度 -----	12
5 組織と運営 -----	14
第3章 地方自治体の財政 -----	17
1 公共部門全体における財政比較 -----	17
2 地方自治体の財源 -----	18
3 連邦、州、地方における歳入内訳の比較 -----	19
4 連邦、州、地方における歳出内訳の比較 -----	20
第4章 地方自治体における改革の動向 -----	21
1 地方行政改革の動向 -----	21
2 地方自治体の合併、再編成の動き -----	22
3 広域行政への動き -----	23
4 連邦、州政府への働きかけ -----	23
5 連邦政府による支援 -----	24
結 び -----	25
参考文献 -----	26

はじめに

1788年1月にイギリスの犯罪者流刑植民地として始まった歴史を持つオーストラリアは、現在ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州の6つの州と北部特別地域及び首都特別地域から成る連邦国家であり、各州がそれぞれ独自の憲法及び州法を持つ。後に州となる6つの植民地がそれぞれイギリスから自治権を与えられ、国防、通商等の必要性から単一国家を形成する過程で連邦制をとるようになった経緯がある。

この連邦制の下での行政機構は、連邦、州（特別地域を含む。）及び地方自治体から成る3層構造である。連邦政府は連邦憲法により規定されている権限（専属権限と州との共管権限）のみを行使し得る。州政府は連邦が専属権限として留保している権限以外の権限を行使する。これに対し、地方自治体の権限は各州政府がそれぞれ地方自治体法により付与した権限のみを行使し得る。この自治体の権限は日本の市町村と比較してもかなり小さく、例えば、小中学校の教育はすべて州政府において実施されている。この3層の政府の機能分担は、おおむね次のとおり例示される。（ただし、首都特別地域内には地方自治体は存在せず、首都特別地域政府が州政府及び地方自治体の役割を果たしている。）

連邦政府 —— 外交、防衛、電波管理・電話、高速道路、出入国管理、年金等

州政府 —— 警察、消防、公立学校、公立病院、環境保全等

地方自治体 —— 地方道整備、ゴミ収集、公衆衛生、幼児保育、山火事対策、建築確認等

本レポートでは、このオーストラリアにおける地方自治体の機能を中心に、その現在の概況と今後の改革の動向について紹介する。レポート作成に当たっては、シドニー事務所の桜井明博所長補佐及びカースティン・ブルース調査員が収集した資料によりまとめたものである。最後に、多くの貴重な資料を提供していただき、また度重なる聞き取り調査に快く応じていただいた全豪及び各州の地方自治体協会に感謝の意を表したい。

第1章 地方自治体の沿革

1 黎明期

1803～1804年 タスマニアにカウンティ設立（英國式地方制度の導入）

- ・タスマニア（当時の呼称はヴァン・ディーメンズ・ランド）の現在のホバート、ロンセストンを中心として2つのカウンティ（郡）が設立された。
- ・その後、両カウンティは植民地副総督により合併、タスマニアはニュー・サウス・ウェールズと共に統治された。
- ・カウンティの下には、ハンドレッド（郡の分割行政区）、パリッシュ（教区を基礎に置く行政区）など英國式地方制度が敷かれた。

1820年代後半 タスマニアにおいて警察地区（police district）制度の導入

- ・植民地政府（後の州政府）の官吏であり、強い権限を持った警察長官が各地区を統治し、税を徴収した。
- ・この制度は、後にニュー・サウス・ウェールズにおける地区協議会設立時の領域設定の基準となった。

1842年 ニュー・サウス・ウェールズ植民地において自治領憲法制定

- ・この憲法には、植民地を地区（district）に分割し、各地区は条例制定権を持ち、道路・橋梁及び公共施設の建設・維持管理並びに学校の設立・運営を行い、司法警察の運営費用を負担する協議会（council）を設置する条項も含まれていた。
- ・この憲法に基づき、28の協議会が次々と設置されたが、住民の支持を得られず間もなく解消した。
- ・この試みが失敗した原因として、各地区の人口不足、協議会議員の経験不足、共通目的の欠如、責任に対する財源の不足などが挙げられる。

1840年 最初の地方自治体（Municipality）であるアデレート市の誕生

1842年 シドニー市及びメルボルン市の誕生

1846年 ホバートにおいて15名のタウン・コミッショナー選任

（市制施行は1952年）

- ・上記の地方自治体は、住民による自治への参加要求の高まりにより初めて自発的に設立されたものであったが、財政難や法制度の不備など多くの難題に直面し、メルボルン市以外は解消してしまった。

1840年代は地方自治体による自治への試みと植民地政府による統制の間で政治的に緊張した時期であり、当時の自治体関係者の多くはこの緊張を住民代表による自治気運の高まりの成果と考えていた。しかし実際のところ、地方自治体を設立する重大な理由は、植民地政府の地方行政にかかる経費の負担軽減であり、地域への徴税のためであった。このため自治体設立の試みは、新たな課税機関の設置を好まない地域住民よりも、むしろ植民地政府から強く支持されたとも言われている。(Power, J.)

ところが地方自治体の発展についての最近の研究では、自治体が主に地域住民に押しつけられたものであるという従来の説を踏襲していない。初期の自治体における多くの失敗の原因は、住民が自治に対する熱意を欠いていたと同時に、地方自治制度が法的にも財政的にも十分に整備されてなかつたためとしている。

いずれにせよ、当初から地方自治体の不十分な機能は、しばしば論争、醜聞、非能率の原因となつた。このため植民地政府は、地方自治体は選挙によって選出された住民の代表者の地位にあるものの、常に政府による監督と規制が必要と考えるようになった。(Painter, M.)

(出典：‘Politics in Australia, Second Edition’(Smith, Rodney. 1993:P193))

2 発展段階

1850年代中頃～1860年代 各植民地における任意的自治体の設立

- ・これらは、住民の要望があった場合に自治体の設立が植民地総督によって許可されたものであった。
- ・ビクトリアでは、1854年に制定された地方自治法 (Municipal Institution Act) の規定に基づき、住民の発意により次々と自治体が設立され、1860年代にはほぼ州の全域が任意的自治体によってカバーされた。
- ・南オーストラリアでも、1852年に地区自治体法 (District Council Act) が制定され、1856年には42の任意的自治体が設立された。
- ・しかし、他の植民地においては住民の地方自治に対する熱意は高くなく、自治体の設立は一部の地域に限られ、他に広範な地域が残された。

1870年代～1900年代 統一的自治体制度への移行

- ・クイーンズランドにおいて、植民地総督が地方自治体の廃置分合を行う旨を定めた地方自治体法 (Local Government Act) が1878年に制定された。

- ・ニュー・サウス・ウェールズにおいて郡設置法 (Shire Act) が 1905 年に制定され、州内の大部分の地域が郡部自治体 (Shire) 又は都市部自治体 (Municipality) に分割された。
- ・タスマニアにおいても地方自治体法 (Local Government Act) が 1906 年に制定され、翌 1907 年には全州が 55 の地方自治体に分割された。
- ・ビクトリア、南オーストラリアにおいては、任意的自治体制度が十分発展していたため、統一的自治体制度の導入の意義はそれほど大きくなかった。

このようにして今世紀当初までには、ビクトリア、タスマニア、西オーストラリア、クイーンズランドにおいて、各州の全域をカバーする地方自治制度の発展をみたが、ニュー・サウス・ウェールズと南オーストラリアにおいては、広大で人口の希薄な地域は州政府の管理に残された。また、北部特別地域においては、1874 年に最初の自治体がダーウィンに設立されたものの、2 番目の自治体がアリススプリングスに誕生したのはほぼ一世紀後のことであった。

第2章 地方自治体の現況

1 概況

オーストラリアの行政は、連邦・州及び特別地域・地方自治体の3層構造になっている。このうち住民に最も身近な政府である地方自治体 (Local Government) は連邦の憲法にその規定がなく、各州ごとの憲法あるいは地方自治体法 (Local Government Act) により設置された団体である。この他にも、行政機能の面から法律上は地方自治体としての地位は与えられていないものの、連邦及び州政府からの補助金交付の対象となる地方団体が存在する。先住民族であるアボリジニの集落などがそれに該当する。

(1) 全国の地方自治体数

1995年6月現在において全国に地方自治体は703存在する。各州ごとの自治体数の内訳は次のとおり。

州 名 (略 称)	自治体数
ニュー・サウス・ウェールズ州 (N S W)	177
ビクトリア州 (V I C)	78
クイーンズランド州 (Q L D)	125
西オーストラリア州 (W A)	142
南オーストラリア州 (S A)	118
タスマニア州 (T A S)	29
北部特別地域) (N T)	34
計	703

(各州地方自治体協会への調査に基づき作成)

(2) 地方自治体の名称

地方自治体の名称は州により幾種類もあるが、おおむね都市部の自治体は、市 (City)、マニシパリティ (Municipality) 又はタウン (Town)、農村部の自治体は、シャイヤー (Shire) 又はディストリクト (District) と称されることが多い。また、タスマニア州、ニュー・サウス・ウェールズ州においては、それぞれ 1993 年及び 1994 年の地方自治体法の改正により都市部・農村部を問わず、単にカウンシルと称される自治体の数が増加した。なお、市の要件としては、各州ごとに定められた特別な人口要件を満たすことが必要である。

(3) 面積・人口

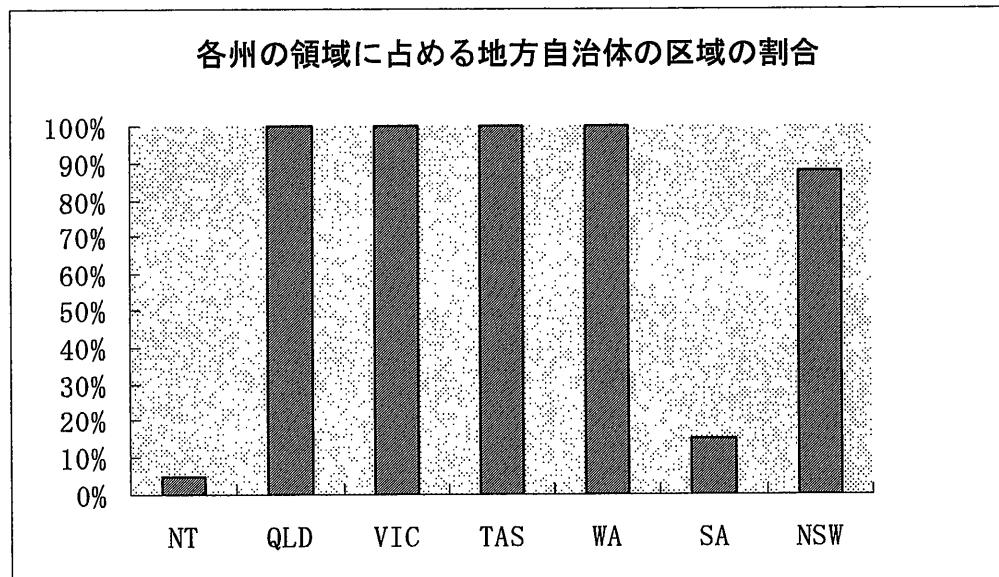
オーストラリアの地方自治体の多様性はその面積や人口の差にも表れている。面積が最小の自治体は西オーストラリア州のペパーミント・グローブ (Peppermint Grove) であり、その行政区域はわずか 1 平方キロにも満たない。これに対し、面積が最大の自治体は西オーストラリア州の東ピルバラ (East Pilbara) の 36 万 7637 平方キロであり、これはビクトリア州全域（22 万 8113 平方キロ）よりも広く、ほぼ日本の面積と同じである。

また、人口についても 500 人未満の辺境部の自治体から、70 万人以上の大都市であるブリスベン（クイーンズランド州）まで多様であるが、ほとんどの自治体は 1 万人以下である。

また、オーストラリアの人口の大部分は、大都市及びその周辺自治体の地域内に住んでいる。

(4) 各州の領域に占める地方自治体の区域の割合

下のグラフの示すように、クイーンズランド、ビクトリア、西オーストラリア、タスマニアの 4 州では、地方自治体の区域は州全域に及ぶが、ニュー・サウス・ウェールズ州及び南オーストラリア州においては、自治体の領域は州内の人口希薄な一部地域には及んでいない。北部特別地域に至っては、総面積（約 130 万平方キロ）のうち 5 % に過ぎない。地方自治体がカバーしない区域がこれらの州・地域には存在するわけである。



(出典) 'Discussion Paper on Local Government in the 1990s'
Department of Lands, Housing and Local Government. 1993:3

2 地方自治体の役割（権限及び事務）

(1) 地方自治体の権限

自治体の行政区域、財政規模、住民サービスの内容等は州により、また個々の自治体により大きく異なるものの、おおむねその権限は州政府に比較して非常に狭く限定されたものとなっている。歴史的にも州政府は地方自治体を「州の創造物」と考え、その機構、権限及び責任の範囲については地方自治体法など各州の法令に細かく規定して統制・管理してきた。例えば、自治体は区域内の建築物や地域開発等を規定するための独自の条例 (by-laws) を制定する権利を有するが、多くの州において条例の目的は州政府により限定され、また制定には州政府の認可が必要である。

この他にも州政府には自治体を監督するための執行検査権があり、またほとんどの州の地方自治体法は必要があれば公聴会を開いた後、自治体の議会 (Council) を解散して通常業務の執行のために地方行政官 (Administrator 又は Commissioner) を任命する権限を州総督（形式上の権限であり、実権は州政府にある）に与えている。この権限は、これまで自治体の汚職事件が発生した場合などに行使された例がある。最近ビクトリア州の地方行政改革において、この州政府による「カウンシル解散権」が全州的に行使されたが、これについては後述する。

しかしながら全般的にみると、上記のような州政府による監督は依然受けているものの、今日では自治体の役割の見直し及び権限の強化が図られつつあり、住民に対する責任が増大するとともにサービス行政分野においては自治体の包括的権限がかなり認められている。

(2) 地方自治体の事務

地方自治体の事務は、しばしば『3つのR』—道路 (Road)、資産税 (Rate)、ゴミ処理 (Rubbish) —に例えられる。これは、かつて地方自治体はレイト納税者への対価サービスとして、道路建設やゴミ処理等の日常生活関連の事業を行うために設置された団体であった経緯からきている。

自治体の行う事務の内容は、各自治体により相当差があるので、概して都市部の自治体では農村部の自治体より広範囲に及んでいる。各自治体は、その規模や地域性に応じた様々な施策を行っており、以下にその一例を示す。

ア. 道路整備他土木事業 (Roads and Public Works)

道路・橋梁、上下水道、公会堂、公園等の建設及び維持、駐車メーターの設置など

イ. 都市計画 (Planning)

ゾーンニング、都市開発計画など

ウ. 建築規制及び保存 (Building Control and Preservation)

建築許可、歴史的建物の保存など

エ. ゴミ処理 (Waste Disposal)

ゴミ収集・処理、歩道・公園等公共施設の清掃など

オ. コミュニティサービス (Community Services)

チャイルド・ケア、保育所や幼稚園等の管理運営

高齢者、病人への移動給食車サービス

高齢者用住宅の提供、高齢者参加事業の実施

青少年センター、青少年参加事業の実施（特に失業者を対象）など

カ. レクリエーション及び文化事業 (Recreation and Culture)

図書館、公民館、公園、テニスコート、ゴルフ場などの管理運営

キ. 公衆衛生 (Public Health)

害虫・毒草除去、食品検査、公衆便所・ゴミ箱設置、畜犬登録など

ク. 山火事対策 (Bushfire Brigades)

山間部の自衛消防団の設置、訓練など

(連邦政府地方行政担当省資料より作成)

自治体の事務内容は未だに土木関連が多いものの、近年の社会・環境問題に対処するため、自治体の多くは上記の都市計画、建築規制、コミュニティサービスの分野にますます重点を置いている。また、都市部の自治体では、美術館、劇場等の文化施設の充実に力を入れているところが多い。

一方で、多くの自治体が行政コストの効率化を図るため、ゴミ収集や清掃業務、レクリエーションセンターや保育園の運営、及び高齢者への在宅福祉などのサービスを外部委託する試みを始めていることが注目される。

電気、上下水道や公営バスなどの公営事業の運営については、州により事業主体が異なる。各州における州及び地方自治体の分担は次のとおり。

州名	電気（配電）	上下水道	公営バス
N S W	州	地方自治体	州
V I C	州	州	州
Q L D	州	地方自治体	地方自治体
S A	州	州	州
W A	州	州	州
T A S	州	地方自治体	州
N T	州及び地方自治体	地方自治体	州

(連邦統計局 'Government Finance Statistics Australia' より作成)

(参考) ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法における事務の種類

1994年に施行されたニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体法(Local Government Act 1993)では自治体の事務を以下のとおり分類している。

サービス機能	公衆衛生、娯楽施設、教育・情報の提供等 環境保護、ゴミ処理、産業・観光の振興及び助成等
規制的機能	認可、命令、建築許可等
補助的機能	土地回収、立入り検査等
歳入機能	レイト課税、料金・罰金徴収、借入金、投資等
管理機能	職員雇用、運用計画、会計報告、年次報告書等
強制的機能	法令違反への処分、起訴等

同州における自治体の事務は、上記の地方自治体法以外の州法にも多く規定されており、州政府の関係部局の監督を受けている。その法令の一部を参考までに下記に示す。

- 山火事法(Bush Fires Act) ○消防隊法(Fire Brigades Act)
- 大気保全法(Clean Air Act) ○図書館法(Library Act) ○畜犬法(Dog Act)
- 道路法(Roads Act) ○食品法(Food Act) ○公衆衛生法(Public Health Act)
- 海岸保護法(Coastal Protection Act) など

3 地方自治体と地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティとの関係

地方自治体は、地域に最も身近な政府と言われる。また自治体の議員も地元の様々なグループから政治的支援を受けることが多く、地域コミュニティの毎日の社会・経済活動の多くは自治体を中心回っている。自治体は、この地域コミュニティと緊密な関係を保つことにより、そのニーズをよく把握し、行政施策に反映させることが可能となる。しかし、各自治体とコミュニティの関係は必ずしも一様ではない。

例えば、地域の住宅環境保全や歴史的遺産の保護を求める人々は、自治体が実施する地域開発事業などに反対するため、しばしば団結して開発決定の変更を求めることがある。このようなコミュニティグループは、自治体の議会に代表を送り込み、議会内で連合を組むなどの政治活動を起こすことも多く、こうした連携が地方レベルでの経済、社会、環境等に関する政策を決定していく事例も多い。

(2) 地域コミュニティのニーズの変化

1970年代～

環境保護や高齢者及び障害者への保健・福祉サービスの必要性が広く一般に認識されるに至り、これに対処するための政策立案の段階におけるコミュニティの参加要望が増大した。

1970年代中頃～

レクリエーション・文化施設の設置の他、高齢者ケアを含む多様なコミュニティサービスに対する要望が増大した。

1980年代後半～

地域経済の活性化における自治体の役割が強く認識され始め、経済・社会保障分野での自治体の関与やリーダーシップに対する要望が増大した。

このように、地方自治体に対する地域コミュニティのニーズが多様化するにつれ、自治体の役割の拡大が強く求められるようになった。この要求の高まりは近年の各州における新地方自治体法の成立に強く影響を与えた。

(3) 地域コミュニティに対する自治体の責任（ニュー・サウス・ウェールズ州の事例）

ニュー・サウス・ウェールズ州の新地方自治体法には、『コミュニティが自治体に関与するためには』(How can the Community influence a Council?)という題の章（同法第4章）が設けられた。同章には、自治体の運営に地域コミュニティが関与できる機会を与えることは自治体の責任(Accountability)であるとして、そのための義務規定が次のとおり明記されている。

ア. 議会及び委員会の審議は、個人のプライバシーに関する情報、自治体の開発計画や商業者の利益に影響を及ぼす情報等の例外を除いて原則公開とし、一般住民による議案書や議事録等の書類の入手を可能とすること。

イ. 自治体の各規則、財政報告書、監査報告書、建築許可書、環境保全計画書等の情報を庁舎において原則公開とすること。

ウ. 次の特定の重要事項の決定については、住民意思を反映するためレファレンダムを実施すること。

- ①選挙区の設置、廃止
- ②市長の選出方法（住民による公選か議員による互選）
- ③議員定数の変更
- ④選挙区選挙での議員の当選方法の変更
- ⑤選挙における投票方法の変更（郵便投票の可否等）

エ. この他、任意の事項の決定についても、自治体は必要があれば住民投票を行うことができる。（ただし、この場合、自治体は投票結果に拘束されない。）

上記の規定以外にも、コミュニティとの連絡調整の窓口となる市民課職員(Public Officer)を任用すること、今後3年間の事業計画書(Business Plan)や当該年度の事業実績及び翌年度の歳入歳出計画を記載した年次報告書(Annual Report)の作成及び配付などが自治体の義務とされている。

4 選挙制度

(1) 議会と選挙

地方自治体の議会 (Council) は、住民を代表し、自治体の政策意思を決定する議決機関であるとともに、執行機関としての性格を併せ持つ。すなわち、議会の議長は市町村長（市町村の代表）でもある。これはイギリスの伝統的な地方制度をモデルとしたものである。

議会の議員定数は、自治体の種類ごとに様々であり、州によっては地方自治体法に定数の規定がなく、個別の自治体ごとに定められる場合もある。自治体の議員数は多くの場合 15 名以下である。

議員の任期は 2 ~ 4 年で州ごとに異なり、改選の方法についても選挙の際に議員全員を改選する州と半数ないし 3 分の 1 の議員を改選する州に分かれる。

	選挙の頻度	改選の方法	議員の任期
N S W	4 年毎	全員改選	4 年
V I C	多くは 3 年毎	多くは全員改選	多くは 3 年
Q L D	3 年毎	全員改選	3 年
S A	2 年毎	全員改選	2 年
W A	毎年	3 分の 1 改選	3 年
T A S	2 年毎	半数改選	4 年
N T	4 年毎	全員改選	4 年

(注) ウエストラリア州では地方自治体法改正により近々見直しの予定。
(各州地方自治体法及び各州地方自治体協会への調査に基づき作成)

(2) 議員の特徴

議員に立候補するための被選挙人資格は、オーストラリア国民であり、当該選挙区の有権者であることである。地方選挙においては、連邦や州レベルの選挙と異なり政党色は薄く、商工会議所等の団体が地域コミュニティを代表する候補者を擁立することが多い。議員の多くは、本職というよりむしろパートタイムの政治家であり、他に本業を持ちながら議員活動をしている。また、議員は基本的には報酬を受けず（ブリスベン市は例外）、議員活動にかかる経費に充てるための手当が支給されるが、この支給額は州により、また自治体により相当の差がある。

1992 年のオーストラリアの地方自治体議員数は 2,213 人である。議会における男女比率では男性が圧倒的に多い。例えば、1987 年のニュー・サウス・ウェールズ州の地方議員の数は 1852 名であるが、そのうち女性議員はわずか 295 名（15.9 %）にすぎない。議員の年齢層は 40、50 歳代が約 6 割を占め、職業別では管理職（47.8 %）、農業及び農場主（25.7 %）、専門職（17.1 %）、退職者（9.2 %）となっている。大多数の議員の勤続年数は 5 年前後である。

(3) 選挙権

かつて地方自治体の役割が、不動産所有者の税負担による道路・橋梁等の公共施設整備に重点を置かれていた時代には、不動産を所有している納税者にのみ選挙権が与えられていた（不動産所有の有無による選挙人の資格制限）。

今日のようにコミュニティ・サービスや文化・レクリエーション事業など自治体のサービス行政分野の対象が広がるにつれ、選挙権が付与される住民の範囲も広がった。現在では各州とも州議会議員選挙における選挙人名簿に登録された住民（18歳以上のオーストラリア国民であり当該選挙区の居住者には登録義務がある。）すべてに選挙権を与えており、クイーンズランド州と北部特別地域を除いた各州では、当該選挙区の居住者でなくとも資産税（レイト）を納税している不動産所有者、借地人及び賃借人は納税額の多寡によらず選挙人名簿への登録申請の資格を有する（シドニー市では特別法の規定により年額5千ドル以上のレイト納税者に制限される。）。ただし、西オーストラリア州では、この非居住者の登録申請資格に州内の住民であることを追加条件としている。居住者の選挙人名簿の管理は州政府の責任であるが、非居住者の選挙人名簿の管理は各地方自治体の責任となっている。

(4) 投票義務と投票率

オーストラリアでは連邦及び各州選挙についてはすべて義務投票制が採用されているが、地方自治体の選挙については、州により義務投票制と任意投票制に分かれている。

義務投票制を採用している州	任意投票制を採用している州
ニュー・サウス・ウェールズ州 ビクトリア州 クイーンズランド州 北部特別地域	南オーストラリア州 西オーストラリア州 タスマニア州

（各州地方自治体法及び各州地方自治体協会への調査に基づき作成）

（注）ニュー・サウス・ウェールズ州及びビクトリア州では、居住者である有権者にのみ投票義務があり、非居住者である有権者の投票は任意である。ただし、州都であるシドニー市及びメルボルン市では特別法の規定により選挙人名簿に登録された全有権者の投票が義務付けられている。

義務投票制度については、選挙結果が大多数の住民の意思を反映することができるのを望ましいとする賛成意見と、政党政治が地方行政に持ち込まれる弊害が生ずるので好ましくないとする反対意見がある。

投票率をみると、任意投票制度を採用している各州における平均投票率は5～45%とおおむね低い。また、義務投票制度を採用している各州においても投票率が70%を超えるのはまれである。

5 組織と運営

(1) 議会

オーストラリアの地方自治体においては、議決機関と執行機関が明確には分かれていませんが、議会（カウンシル）の主な任務は次のとおりである。

- ①自治体内の重要な問題に関し、政策的決定を行うこと。
- ②自治体の歳入歳出予算の決定及び決算認定を行うこと。
- ③連邦政府、州政府及び他の自治体との協議を行うこと。
- ④自治体住民の請願を処理すること。
- ⑤自治体幹部職員を任免し、職務遂行を監督すること。

議会の審議は一週間から数週間に定期的に行われ、原則として住民に対して公開される。議員は自らの金銭上の利害に係る事項については、審議に参加できない州法上の規定が設けられている。

議会の下には財政、土木、都市計画、公衆衛生、環境等の各委員会が設置され、特定の分野において議会の権限の一部を委任されている。

(2) 議長（市町村長）

議会の審議を主宰する議長は市町村長を兼ねており、対外的に自治体を代表する。

名称は、Lord Mayor、Mayor、President、Chairman の4種類があり、州によりまた自治体の種類により異なる。すなわち、Lord Mayor はシドニー市、メルボルン市、ブリスベン市など州都の市長（ニュー・サウス・ウェールズ州のみ他にニュー・キャッスル市、パラマタ市、ウーロンゴン市が加わる。）であり、一方、Mayor は都市部自治体の市長、President、Chairman は農村部自治体の町村長であることが多い。

議長の選出方法は、住民による直接選挙（公選）と議員による間接選挙（互選）に分かれる。各自治体がいずれかの方法を任意に選択できるとする州もあるが、選出方法の変更については住民投票にかける必要がある。（NSW州地方自治体法第16条(b)等）

州名	議長の選出方法	任期
NSW	公選又は互選	公選：4年、互選：各自治体の任意
VIC	互選	1年
QLD	公選	3年
SA	公選又は互選	公選：2年、互選：各自治体の任意
WA	公選又は互選	公選：3年、互選：1年
TAS	公選又は互選	公選も互選も2年
NT	公選	4年

（各州地方自治体法及び各州地方自治体協会への調査に基づき作成）

(3) ジェネラル・マネージャー

地方自治体の首席行政職員 (Chief Executive Officer) は、ジェネラル・マネージャー (General Manager) と称されることが多い。通常、ジェネラル・マネージャーは市町村長、議員とともに各種委員会のメンバーであり、主要な政策決定に深く関与する。また、ジェネラル・マネージャーは地方自治体における意思伝達の中心にあり、常に議員及び行政職員の双方に接しているため、非常に重要なポストである。

自治体は、このポストを通常、新聞紙上の求人・求職欄等にて一般公募し、選考により数年間（多くは5年）の任用契約を結ぶ。給与は年俸制であり、再任の可否は契約期間中の実績（パフォーマンス）に基づき判断される。

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、1993年の地方自治体法改正に伴い市町村長が対外的代表としての性格が強まることにより、ジェネラル・マネージャーは行政の実質責任者としての役割を担うに至っている。その主な役割は次のとおり。

- ア. 日常の自治体運営
 - イ. 議会による決定事項の遂行及びその確認
 - ウ. 歳入・歳出の適正な管理
 - エ. 自治体の記録の正確な管理
 - オ. その他専門職員の任用（一般公募・選考による契約制）など

(4) その他の職員

自治体の行政組織は、いくつかの部局から構成されているが、必ずしも事務部門と技術部門とに分化しているわけではなく、各部局に専門職員を配置している。以下は、ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体における専門職員の例である。

管理部門：コンピュータ・オペレータ、経理職員、地価査定官

技術部門 ----- 土木技師、交通技師、機械技師

その他 ----- 環境衛生検査官（ゴミ処理場や飲食店立入検査）

都市計画官（適正規模のビル建設等開発指導）

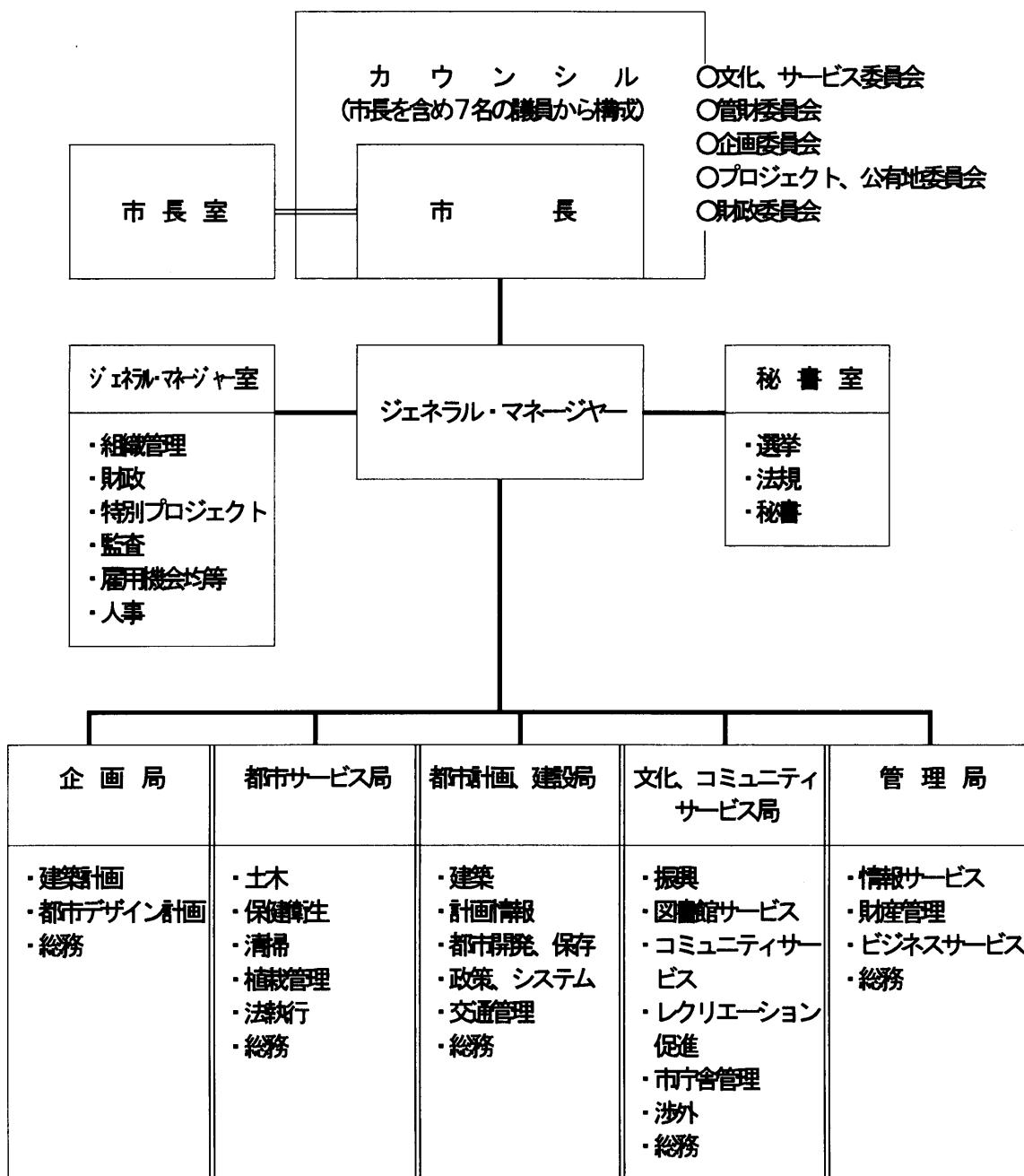
建築検査官（建築申請の認可、工事監督）

保母、図書館員、レクリエーション施設員、ゴミ収集作業員、

コミュニティ連絡員、プール監視人など

地方自治体の行政組織の一例として、次にシドニー市の行政機構図を示す。

シドニー市行政機構図

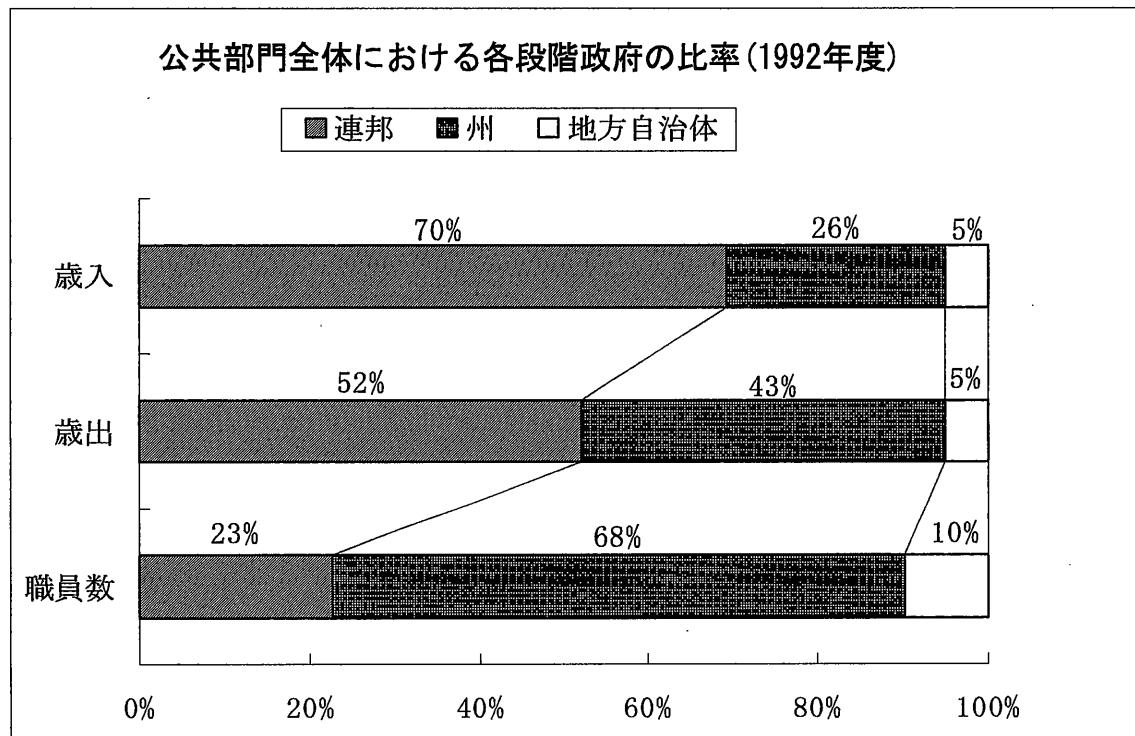


(シドニー市 ‘Sydney City Council Management Plan 1994–1997’ より作成)

第3章 地方自治体の財政

1 公共部門全体における財政比較

1992年度の公共部門全体の総支出額は1,635億豪ドルである（注：オーストラリアの会計年度は7月から翌年6月まで。）。このうち、政府間の財源移転を除いた独自支出ベースでは、連邦が52%、州（特別地域を含む。以下同じ。）が43%、地方自治体が5%となっている。同年度における公共部門全体の総歳入額は1,304億豪ドル。このうち連邦が70%、州が26%、地方自治体が5%である。この連邦の優位は、1942年の所得税に関する州政府との合意成立により、個人・法人所得税の徴収が連邦の所管になったことによる。また、歳入・支出とも地方自治体の公共部門全体での比率が極めて小さいことが注目される。1993年6月現在の雇用者数をみると、公共部門（軍人を除く。）はオーストラリア全労働者の約29%を占める。このうち、連邦が23%（381,100人）、州が68%（1,134,800人）、地方自治体が10%（163,600人）であり、財政における連邦の優位に比較して職員数における州の比率が大きいのは、保健（公立病院等）及び教育（公立学校）分野での職員が多いためである。



(出典：Budget Statements 1994-95 Paper No.1:6.5)

2 地方自治体の財源

(1) レイト

地方自治体には土地所有者に対する課税権があり、この税はレイト (rate) と呼ばれる。固定資産税の一種であるレイトは歴史的なものであり、これには元来地方自治体は、道路整備等の地域インフラ整備にかかる経費の一部を地元住民に負担させようとした植民地政府によって設立された団体であるという経緯がある。1992年度の公共部門全体における地方自治体のレイト収入はわずか4%にすぎないが、個々の地方自治体における平均的レイト収入は歳入の約56%を占める重要な自主財源であり、レイト課税権は自治体の財政的自主性のためには当時も現在も必要不可欠な要素である。しかし一方で、課税対象分の土地の評価額の見直しが不適切なため、レイトが経済成長に見合った増加をしていないとの欠点も指摘されている。

(2) 交付金

地方自治体は、連邦政府から使途を特定されない一般財源交付金及び使途特定交付金を、また州政府から使途特定交付金を受けている。この連邦から自治体への一般財源交付金支出は、地方自治体の役割を重視したホイットラム労働党政権下の1974年に始まり、1986年の地方自治体財政援助法の制定により現行制度に至っている。1993年度の財政援助交付金総額は、10億8千万ドルにも上る。また、連邦からの交付金のうち大部分は州政府を経由した「スルー交付金」であるが、地方自治体への直接交付も行われている。

(3) 料金、罰金

料金は、ゴミ収集、公営プール利用、建築認可申請、飼犬登録など行政サービス提供の代価として徴収される。また、罰金は条例違反等に課される。

(4) 公営企業純益

一部の地方自治体は電気事業、水道事業等の公営企業を経営しており、この公営企業経営の純益は歳入に計上される。近年は経済効率の向上を意図したミクロ経済改革の進展により公営企業は民営化される傾向にある。

(5) その他

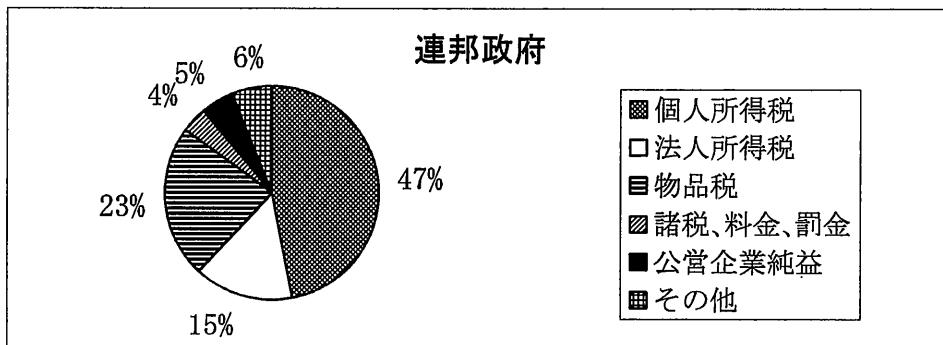
上記の他、起債（州政府の許可が必要）による借入金、利子収入などがある。

3 連邦、州、地方における歳入内訳の比較

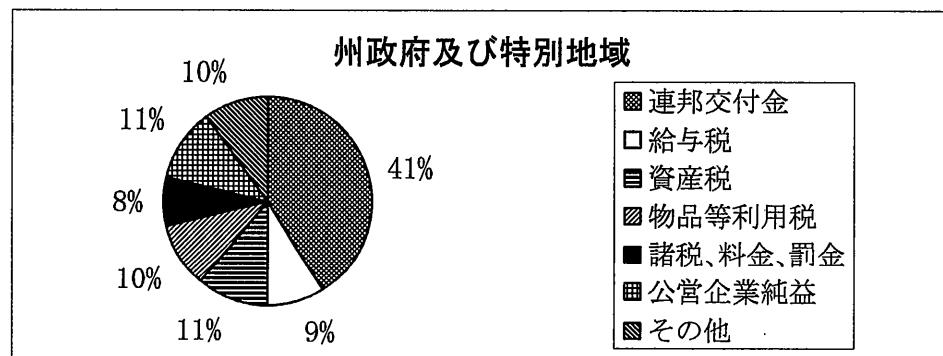
円グラフ1～3は、1992年度における連邦・州・地方における歳入内訳の比較を表している。連邦政府においては、個人、法人所得税が全体の62%を占める主要財源となっている。州政府では、41%が連邦政府からの交付金であり、給与税、資産税、印紙税、自動車税等の各種税収合計の38%とほぼ同じ割合となっている。一方、地方自治体においては、レイト収入が56%と歳入の半分以上を占め、21%が州政府からの交付金、6%が連邦政府からの直接交付金と続いている。ただし州政府からの交付金のうち約80%は連邦政府からのスルー交付金である。

1992年度政府段階別歳入内訳

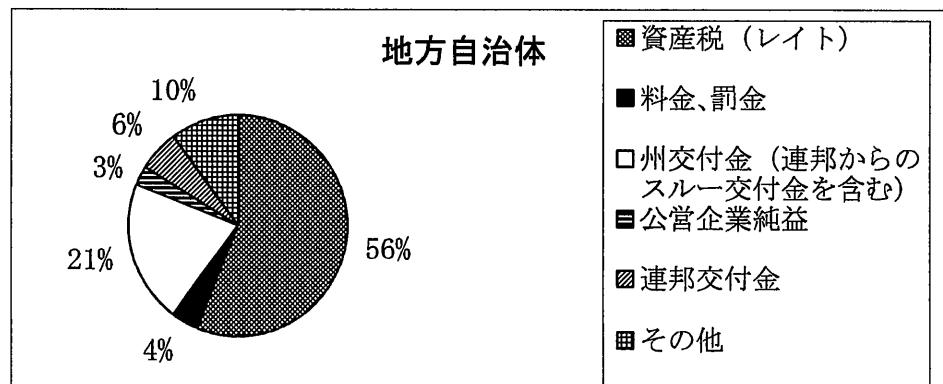
グラフ1



グラフ2



グラフ3

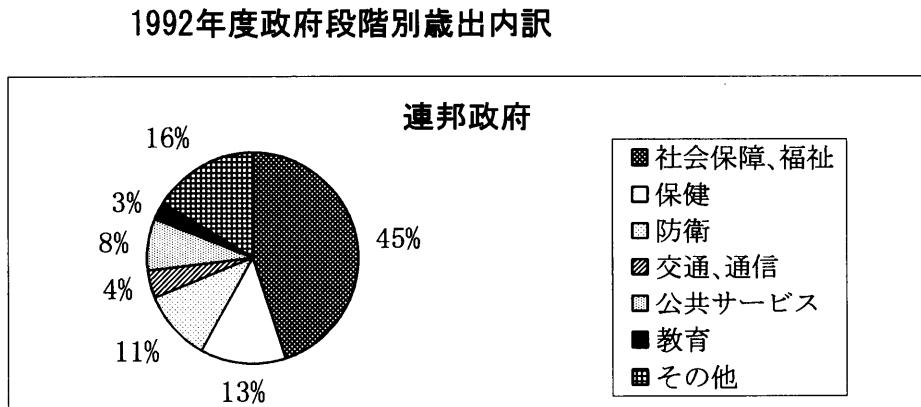


(出典: Budget Statements 1994-95 Paper Paper No. 1:6. 7)

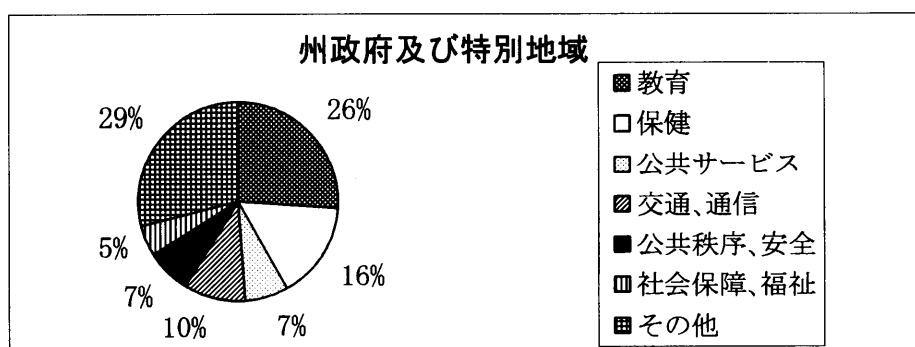
4 連邦、州、地方における歳出内訳の比較

円グラフ4～6は、1992年度における連邦・州・地方における歳出内訳の比較を表している。（注：ここでは他の政府への交付金や補助金等の財源移転支出は含まれない。）連邦政府では、その58%が社会保障、福祉及び保健関係の支出である。州政府では、教育（26%）、保健（16%）が主な支出項目である。一方、地方自治体では、その主要な役割である地方道整備や公共交通サービスの提供等の交通通信に26%、住宅及び居住環境整備に17%、一般公共サービスに16%、レクリエーション・文化に16%を支出している。

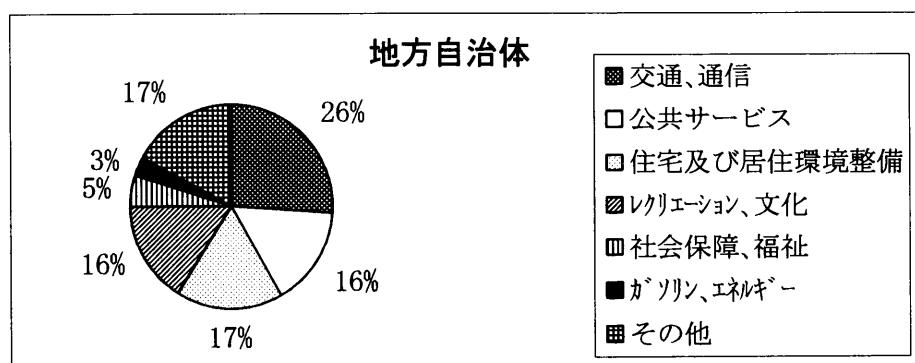
グラフ4



グラフ5



グラフ6



(出典: Budget Statements 1994-95 Paper Paper No. 1:6.9)

第4章 地方自治体における改革の動向

1 地方行政改革の動向

現在、オーストラリアでは、多くの州で州政府主導による地方行政改革が進められている。この改革は1974年に英国で、次いで1989年にニュージーランドで実施された改革にならったものである。自治体の運営における経済効率化を図ることを目標とした改革は、地方自治体法の改正、地方自治体の再編成及びサービス行政分野における事務の民間委託等を中心に進められている。

この地方行政改革を最も急激に推進しているのがビクトリア州であろう。同州では現在、ケネット自由党・国民党連合政権の下で、州政府による大規模かつ強制的な地方自治体の再編成が行われている。このビクトリア州の改革の注目すべき点として次のものがある。

- ・ほぼすべての自治体の議会を解散し、次の選挙で新しい市長や議員が選任されるまでの間、州政府がコミッショナー（多くは3名で、Chief Commissionerが市長代行）を任命して地方行政に当たらせている。
- ・法令職制及び資格要件をすべて廃止し、意思決定のための組織編成を自由化した。
- ・強制競争入札制度（CCT：Compulsory Competitive Tendering）を導入し、自治体の歳出におけるCCTの比率を1994年度から1996年度まで段階的に20%、30%、50%と高めていく。

(注) CCTとは、法律、規則で定められた特定の公共サービス（土木工事、ゴミ収集、給食サービスなど）を実施する際、地方自治体職員による直営現業部門は民間企業との競争入札を経て落札しなければその権利を獲得できないというもの。民間との競争を高めて、低コストで質の高い公共サービスの提供を図る制度である。

(1) 各州における地方自治体法改正

1993年及び1994年には、ニュー・サウス・ウェールズ州、北部特別地域、タスマニア州、クイーンズランド州が相次いで地方自治体法を抜本改正した。この改正により地方自治体法で規定される事務の範囲は、州により差異はあるものの概して列挙的(prescriptive)なものから裁量的(permissive)なものに大きく変化している。すなわち、従来は厳格に限定列挙されていた自治体の事務が、法改正後は、完全でないにせよ、サービス行政分野を中心にかなり包括的に認められるようになった。

また、西オーストラリア州及び南オーストラリア州においても地方自治体法改正が近々実施される予定である。

(参考) ニュー・サウス・ウェールズ州における地方自治体法改正

1919年に制定されたニュー・サウス・ウェールズ州の旧地方自治体法は、条文が難解かつ詳細に規定されていたので70年にわたって一部改正が繰り返され、今日の時代に適合しなくなっていた。このため、抜本改正を行い、簡易な表現を使用してユーザー・フレンドリーとなった新法が1993年7月1日に施行された。新法における主要な改正点は次のとおり。

ア. サービス機能と規制機能の区別化

自治体の行い得る行政サービス提供に関して、州政府による規制が緩和され、自治体の自由裁量がかなり認められるようになった。一方、規制機能については、より明確に規定され、標準化された。

イ. カウンシルのメンバーと首席行政職員の役割の明確化

従来の管理部門の長であったタウン・クラーク（又はシャイヤー・クラーク）に代えて、全職員を統括するジェネラル・マネージャーを任命し、行政の実質責任者として制度化した。

ウ. 従来の法令職の廃止、行政組織編成の自由化

エ. 地域コミュニティに対する責任(Accountability)の強化

事業計画書と年次活動報告書の作成及び市民への公表を義務付けた。

2 地方自治体の合併、再編成の動き

今世紀を通じて地方自治体の総数は減少している。これはサービス、人材、設備など地方資源の利用の効率化を図るために、複数の小規模な自治体を大規模な自治体に合併(Amalgamation)しているためである。

近年、ビクトリア州とタスマニア州では、地方行政改革の一環として自治体の大規模な合併を実施した。これは自治体の規模の適正化、機能強化及び行政経費の効率化を全州的に図ったものであり、タスマニア州においては自治体数が46から29に、またビクトリア州においては205から78に激減している。前者における合併は、州政府のインシアティブのもと、州政府と州地方自治体協会が合同委員会を設置して調整に当たったが、後者における合併は、前項でも述べたとおり、州政府によるカウンシル解散を伴い、ほぼ強制的に行われた点が異なっている。

このような自治体の合併に対しては、運営管理・サービス提供等の合理化により経費の削減が可能になるという評価がある一方で、各地域コミュニティの利益や地域文化のアイデンティティーが失われるといった批判がある。

3 広域行政への動き

(1) カウンティ・カウンシル

近年の社会経済活動の広域化に伴い、地方行政においても従来の市町村の枠を越えた広域的な対応を必要とする行政分野が生じてきた。この必要性に対応した制度の一つにニュー・サウス・ウェールズ州のカウンティ・カウンシル制度がある。

同州では、複数の自治体が特定の行政サービスを共同で行うために各自治体から選出された代表議員で構成される事務組合(County Councils)を設置することができる。現在、同州内には17のカウンティ・カウンシルがあり、毒草除去(11組合)、水道供給(3組合)、水防(2組合)、屠殺場運営(1組合)を実施している。各構成自治体の数は2から8となっており、それぞれ通常2名の議員を選出している。また、各カウンティには専属の事務職員を置いている。

(2) V R O C s

上記のカウンティ・カウンシル制度と異なり、観光客誘致や産業振興等により地域経済の発展を図ることなどにおいて共同的な取組みを行うため、複数の自治体が任意に集合して設立する広域行政組織に『V R O C s(Voluntary Regional Organisations of Councils)』がある。1922年にタスマニア州北西地域に初めて誕生したこのV R O C sは、1970年代には連邦政府からの交付金の受皿となるべく急増し、1994年8月現在では全国に約60存在する。V R O C sに参加している地方自治体の数は全国の自治体数の半分に及び、参加自治体内の人口は全国の人口の約75%を占める。連邦政府は、地方自治体の機能強化を図るため自治体のV R O C sの設立及びそのプロジェクトに補助金を交付するなど、積極的に支援している。

4 連邦、州政府への働きかけ(ロビーイング)

オーストラリアのほぼすべての地方自治体は各州の地方自治体協会のメンバーであり、各協会は構成団体に対する様々な情報提供、労使調停、事務管理、金融サービス等の支援を行っている。この全国組織の団体が1947年に設立されたオーストラリア地方自治体協会(A L G A : Australian Local Government Association)であり、地方自治体に影響が及ぶ事項について調査・研究を行い、全国レベルで自治体の意見をまとめて連邦政府及び各州政府に働きかける役割を担っている。事務局を首都キャンベラに置き、会長、理事会の下にいくつかの専門部会が設置されている。

また連邦・州・地方自治体間の重要施策上の意見調整を図る機関としてオーストラリア政府評議会(C O A G : Council of Australian Governments)が存在する。この評議会の役割は、調和のとれた効率的な経済運営を行うため各レベルの政府間の協力を強化することであるが、A L G A会長は地方自治体の代表として、連邦政府首相、各州首相と共に評議会のメンバーとなっている。

5 連邦政府による支援

地方自治体は各州法により設立された団体であり、連邦憲法には何ら言及されていないにもかかわらず、連邦政府はこれまで自治体の地位の向上、基盤強化を図るための様々な財政支援を行ってきた。最近では各州自治体協会を通じた連邦・地方両政府のパートナーシップにより、統合的で調和のとれた地域計画プログラムや地域経済強化プログラムなどのジョイント・プログラムが大きな成功を収めている。特に地域振興への連邦の関与は、地方自治体及び地域コミュニティにとって大きな関心事となっている。以下は連邦政府による支援事業の一例である。

(1) 地方自治体振興事業（L G D P）

1983年度より、連邦政府は、地域レベルでの社会・経済・環境の変革を意図して地方自治体振興事業（Local Government Development Project）を実施してきた。この計画は、地域の持続的な発展を図ることにより国レベルでの経済成長を促し、かつ雇用機会を増大させるという国の政策に沿った課題に取り組む自治体の事業に対して助成し、問題解決への新しいアプローチを模索するものである。

1992年度の助成対象は、事業費総額（89万8,500豪ドル）の半分以上を環境関連分野が占め、快適で健全な地域づくりへのコミュニティの取組みを連邦が最重視していることがうかがえる。また、チャイルド・ケア（6万豪ドル）、雇用機会均等（2万5,000豪ドル）、先住民対策（6万4,500豪ドル）などのコミュニティサービス分野にも多額の事業費が投入されている。

(2) 地方自治体優秀事例表彰事業

L G D Pの関連事業として注目されるのものに、『地方自治体優秀事例表彰（National Award for Innovation in Local Government）』がある。このプロジェクトは、先進的な施策に取り組む自治体の優秀な事例を表彰し、これを広く紹介することにより、その事例における改善努力で培われた経験と専門知識を他の自治体と共有することを奨励している。1993年度の表彰のカテゴリーは、従来のマネジメント、開発計画及びインフラ整備、芸術及び文化振興、コミュニティサービス、環境と調和した持続的成長、雇用促進の6部門に、新たに先住民との和解促進、障害者対策の2部門を加えた8部門である。1993年度の最優秀賞（National Award）は、ビクトリア州北東部の過疎地域におけるコミュニティの経済活性化に取り組み、同州内で最低の失業率を達成した、マーテルフォード（Myrtleford）及びブライト（Bright）の2村で構成される開発委員会が受賞している。

結　　び

本レポートはオーストラリアの地方自治体の沿革、現況、財政、そして改革の動向について概要を紹介したものである。各州ごとに異なる多種多様な地方自治体の概要について個別に述べることは困難であるので、本レポートでは地方自治体の全体像を簡潔に紹介することを意図して、ある部分は全般的な共通事項のみを記載し、またある部分は特にニュー・サウス・ウェールズ州の自治体の例を紹介することとした。このレポートが、オーストラリアの連邦制度における地方自治体の位置付けについて、読者の皆さんの理解の助けになれば幸いである。詳細な選挙制度や財政制度及び行政改革の内容については、個別の州の地方制度に関する今後のレポートを御期待頂きたい。

これまで「州の創造物」であった地方自治体は、今後かなり包括的な権限を与えられ、連邦・州政府と対等なパートナーを目指して発言力を増していくものと思われる。一方で現在、全国的に進められている民営化と規制緩和を中心とした経済改革の進展は、経営効率化の意識を地方自治体レベルでも広く植え付けており、今後ますます企業的経営手法を取り入れた自治体運営が求められることとなろう。これについても、今後引き続き調査研究してまいりたい。

(参考文献)

1. Year Book Australia 1994 及び各州の Year Book 1993,1994. The Australian Bureau of Statistics.
2. Coppell, Bill.1994. " Australia in Facts and Figures". Penguin Books Australia Limited,Victoria.
3. Gifford,D.J.and Gifford,K.H.1983. " Our Legal System, Second Edition". The Law Book Company Limited, N.S.W.
4. Smith,Rodney.1993. " Politics in Australia,Second Edition". Allen and Unwin Pty Ltd. ,N.S.W.
5. Chapman,R. and Wood,M. 1984. " Australian Local Government. The Federal Dimension". George Allen and Unwin Australia Pty Ltd.,Sydney.
6. Colebatch,H. and Degeling,P.,1986. " Understanding Local Government.Action—Linkage—Outcome", Canberra Series in Administrative Studies,Local Government Papers No.2.Canberra College of Advanced Education. Macarthur Press Sales Pty Ltd., N.S.W.
7. Office of Local Government, Department of Immigration, Local Government and Ethnic Affairs. June,1991. " Local Government in Australia's Federal System". Australian Government Publishing Service, Canberra
8. Office of Local Government, Department of Housing and Regional Development. 1994. " Local Government Development Program. 1992—93". Australian Government Publishing Service,Canberra
9. Power,J. ,Wettenhall,R. and Halligan,J. 1981. " Local Government Systems of Australia". Advisory Council for Inter—Governmental Relations. Information Paper No.7. Australian Government Publishing Service, Canberra
10. Reynolds, Mike. July, 1994. " Local Government Reforms Move Ahead". IMM YearBook, 1994. p.12
11. Australian Local Government Association. July, 1993. " Ideas for Planning Integrated Local Area Planning". Graham Sansom Pty Ltd., A.C.T.
12. Australian Local Government Association. November, 1994. " National Agenda for Australian Local Government".
13. " Budget Statements 1994—95. Budget Paper No.1". Australian Government Publishing Service, Canberra
14. The Local Government and Shires Association of N.S.W., 1994. " Overseas and Interstate Experience of Local Government Innovation and Change"他、Local Government Week Convention 配付資料
15. Sydney City Council.1994. " Sydney City Council Management Plan 1994—1997".R.W.Lynch Pty Ltd;6—7.
16. 『オーストラリアの地方制度』(財)自治総合センター 昭和58年1月
17. 『オーストラリアの政治と行政』久保信保・宮崎正壽共著 ぎょうせい 平成2年
この他、連邦・各州政府、地方自治体協会等からの各種資料

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ド ル	発刊日
第 1 号	英国の新地方税システム 一コミュニティ・チャージー	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/1/4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/2/1
第 4 号	米国連邦政府 1991会計年度予算について	1990/2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1986／87	1990/3/1
第 6 号	ACIR（政府間関係助言委員会）の概要	1990/3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) 一地方団体の収入と支出一	1990/4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) 一地方税；現行税と新税一	1990/4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) 一地方団体に対する交付金制度一	1990/4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) 一地方団体の予算一	1990/5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) 一地方団体の会計処理一	1990/5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) 一付録一	1990/5/28
第 13 号	英国の1990年統一地方選挙	1990/5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/7/30
第 16 号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 一大ロンドンの廃止をめぐって一	1990/9/28
第 18 号	米国の救急業務体制(EMS)	1990/3/30
第 19 号	1990年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/1/7
第 22 号	イギリス中央政府の機構	1991/1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び91年度予算の概要	1991/2/8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/2/28
第 25 号	米国連邦政府 1992会計年度予算案について	1991/3/5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/3/11
第 27 号	フランスの地方財政	1991/3/15
第 28 号	英国の公共支出計画と地方団体 一1991年度予算案の概要一	1991/4/27
第 29 号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/4/27
第 30 号	ウェディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法	1991/5/24
第 31 号	英国の1991年統一地方選挙	1991/6/14
第 32 号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 一その制度と日米比較一	1991/7/5
第 33 号	「地方団体のための新税」協議書	1991/8/9

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 34 号	米国におけるべき地医療施策	1991/9/20
第 35 号	英国における教育	1991/10/17
第 36 号	英国における社会福祉	1991/10/17
第 37 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1) — ニューヨーク市財政制度 —	1991/11/13
第 38 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2) — 1991年ニユ-ヨ-ク市財政危機 —	1991/11/13
第 39 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3) — 1992年度ニユ-ヨ-ク市予算 —	1991/11/13
第 40 号	英国の監査制度	1992/1/31
第 41 号	フランスの下水道 — 第1部 制度的枠組みと改革の動向	1992/3/6
第 42 号	フランスの広域行政 — その制度、実態及び新法による改革 —	1992/3/13
第 43 号	米国連邦政府 1993年度予算案について	1992/3/30
第 44 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/3/30
第 45 号	フランスの地方自治体の国際交流 — その理念と現状 —	1992/3/30
第 46 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/4/30
第 47 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/5/25
第 48 号	米国・サンシティー — 老人のユートピア —	1992/6/5
第 49 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/6/10
第 50 号	英国の公益事業	1992/7/21
第 51 号	米国における広域行政について — ニュ-ヨ-ク州、フロリダ州、カリフォルニア州 —	1992/8/7
第 52 号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/8/7
第 53 号	米国地方自治の現場 1 — インディアナ州エルクハート市 —	1992/9/1
第 54 号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第 55 号	1992年米国大統領選挙等の概要(1) — 連邦編 —	1992/12/25
第 56 号	1992年米国大統領選挙等の概要(2) — 地方編 —	1992/12/25
第 57 号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第 58 号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第 59 号	米国地方政府の破産	1993/1/20
第 60 号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/2/26
第 61 号	米国固定資産税制度概要とプロボーション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1992/2/26
第 62 号	サウスカロライナ州(米国地方自治の現場Ⅱ)	1993/3/12
第 63 号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/3/25
第 64 号	ニューヨーク州スカースデール村(米国地方自治の現場Ⅲ)	1993/3/25
第 65 号	英国の学校における日本教育	1993/3/31
第 66 号	フランスの地方公務員制度 第1部	1993/3/31
第 67 号	米国の成長管理政策(1) — 総論・地方政府編 —	1993/5/20

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 68 号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/5/20
第 69 号	シティズン・チャーター－現代版マグナカルタ？－	1993/6/21
第 70 号	フランスの地方公務員制度－第2部－	1993/7/12
第 71 号	ロンドンの地方団体について	1993/7/12
第 72 号	英国における地方議員と地方行政	1993/7/20
第 73 号	コントラクト・シティ	1993/7/30
第 74 号	英国の1993年統一地方選挙	1993/8/31
第 75 号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/9/30
第 76 号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/9/30
第 77 号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第 78 号	英国の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第 79 号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第 80 号	内側から見た英国	1994/3/15
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 82 号	アイルランド－国の仕組みと地方自治－	1994/3/25
第 83 号	統一ドイツと財政調整－連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/4/15
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 86 号	現代フランス都市計画の手法（1）	1994/5/30
第 87 号	現代フランス都市計画の手法（2）	1994/5/30
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 90 号	1994年英國統一地方選挙と歐州議会議員選挙	1994/8/1
第 91 号	歐州文化都市制度	1994/9/19
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 96 号	アメリカン・インディアン－その過去・現在・未来－	1995/2/14
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 98 号	1994年中間選挙－地殻変動をもたらした米国政治の動向－	1995/2/28
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム	1995/3/13
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30